

製造請負優良適正事業者認定制度 運営要領

- 第1 趣旨
- 第2 製造請負優良適正事業者認定制度のあらまし
- 第3 製造請負事業改善推進協議会および認証委員会
- 第4 指定審査機関
- 第5 申請、認定等の手続き
 - 1. 審査対象となる企業ならびに認定単位
 - 2. 欠格条項
 - 3. 申請
 - 4. 手数料
 - 5. 審査
 - 6. 認定
 - 7. 再審査
 - 8. フィードバック
 - 9. 指定審査機関の審査・認定に関する認証
 - 10. 認定の取消
- 第6 附則

別紙

製造請負事業改善推進協議会 設置要綱	(掲載省略)
認証委員会 設置要綱	(掲載省略)
製造請負優良適正事業者認定制度 認定事業者 欠格条項	
製造請負優良事業者認定制度 申請に関する規定	
製造請負優良事業者認定制度 申請手数料に関する規定	(掲載省略)
申請書類等の保存方法等に関する規程	(掲載省略)

製造請負優良適正事業者認定制度 運営要領

製造請負事業改善推進協議会

第1 趣旨

厚生労働省委託事業 請負事業適正化・雇用管理改善推進事業の実施にあたり、同事業の運営について別途定める「製造請負優良適正事業者認定制度【審査基準】(以下「審査基準」という。))に沿った取組を行う製造請負事業者を、優良適正事業者として認定する制度(以下「GJ認定制度」という。)の適正な運営を図るため、本運営要領において必要な事項を定める。

第2 製造請負優良適正事業者認定制度のあらまし

請負事業に関わる法令を遵守している請負事業者のうち、雇用管理の改善と請負体制の充実化を実現している事業者を、優良かつ適正な請負事業を行っている事業者として認定する制度であり、「製造業の請負事業の雇用管理の改善及び適正化の促進に取り組む請負事業主が構すべき措置に関するガイドライン(平成19年厚生労働省)以下、『請負ガイドライン』」に即した審査を行う。

第3 製造請負事業改善推進協議会および認証委員会

GJ認定制度を実施するため、製造請負事業改善推進協議会(以下「協議会」という)および認証委員会を設置する。

1. 協議会

別紙 「製造請負事業改善推進協議会 設置要綱」のとおり (掲載省略)

2. 認証委員会

別紙 「認証委員会 設置要綱」のとおり (掲載省略)

第4 指定審査機関

GJ認定制度を適正・確実に実施するため、審査機関を指定する。審査機関の公募、指定、指導、管理等は、認証委員会が実施する。認証委員会が指定した審査機関を指定審査機関という。指定審査機関の公募、指定、指導、管理等については、別途、製造請負優良適正事業者認定制度 指定審査機関公募要項(以下、「指定審査機関公募要項」という。)で定める。

第5 申請、認定等の手続き

製造請負優良適正事業者の認定について必要な手続き等は、次のとおりとする。

1. 審査対象となる企業ならびに認定単位

申請時に日本国内に本店登記があり、(発注者事業場内・工場構内又は自社工場内にて)製造系の請負を業として営む企業1法人につき1個の認定とする。

2. 欠格条項

製造請負優良適正事業者として認定を受けることができない欠格条項については、別紙「製造請負優良適正事業者認定制度 認定欠格条項」のとおり。

3. 申請

製造請負優良適正事業者の認定申請に関する事務手続きについては、別紙「製造請負優良事業者認定制度 認定申請に関する規定」のとおり。

4. 手数料

製造請負優良適正事業者の認定申請に関する手数料については、別紙「製造請負優良事業者認定制度 申請手数料に関する規定」のとおり。

5. 審査

(1) 指定審査機関は、次の審査を実施するものとする。

① 書類審査

申請書類の内容を確認し、申請に必要な書類がすべて揃っているか、必要事項が記載されているか、申請書類間で不整合な点がないか等を確認し、必要に応じて申請者に申請書類を再提出させる。

② 本社審査（現地審査）

本社について、提出された自主点検表に基づいた審査を実施する。

③ 請負事業所審査（現地審査）

申請時に稼動している請負事業所（原則、2カ所）について、提出された自主点検表に基づいた審査を実施する。

特段の事情がある場合は、請負事業所が1カ所でも良い。特段の事情とは、次の場合を指す。

- 請負事業所が1カ所しか契約していない。
- やむを得ない事情で請負事業所が1カ所しか審査できない場合。

(2) 指定審査機関は、申請者が認定基準を満たしているか否かについて審査を行うものとし、その際に申請者に対して必要な範囲で、調査、質問等を行うことができる。

(3) 指定審査機関は、実地にて審査を行うにあたっては、あらかじめ申請者と調整の上、審査を実施する日時を決定しなければならない。

(4) 指定審査機関は、別途、指定審査機関公募要項で定める資格等を有する審査員2名以上により申請者の担当審査員として選定し、申請者にあらかじめ通知すること。

(5) 指定審査機関は、審査中の内容に疑義が生じたとき追加審査を実施する。

(6) 指定審査機関は、申請者が審査に必要な協力を行わないなど、審査の継続が困難となった場合には、審査を中止することができる。

(7) 指定審査機関による審査において、申請者と利害関係を有する者は関与してはならない。

(8) 前項における「利害関係を有する者」とは以下の者とする。

- ① 申請者及びその親会社、子会社、関連会社、連結会社の役職員の地位にある者（無報酬、離職後3年以内を含む。）
- ② 申請者の代表権を有する者の3親等以内の親族
- ③ 申請者との間で、株式、社債の取得、金銭消費貸借契約等、その関係を問わず、経済的利益関係にある者

6. 認定

- (1) 指定審査機関は、以下に従って製造請負優良適正事業者（以下、「認定事業者」という。）の認定を行うものとする。
 - ① 指定審査機関は、別途、指定審査機関公募要項で定める管理監督責任職員の主催の会議（以下、「審査会議」という）により、認定の可否を決定すること。なお、審査会議には、必要に応じ運営受託団体事務局が同席できる。
 - ② 指定審査機関は、認証委員会による認証及びその結果の協議会会議の承認を受けた後、すみやかに認定の可否について申請者に通知し、認定事業者に対しては別途定める様式に従い、製造請負優良適正事業者認定証（以下、「認定証」という）を交付すること。
- (2) 認定の有効期間は、以下のとおりとする。
 - ① 認定証の有効期間は、指定審査機関から認定を受けた日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までとし、この有効期間に限り、製造請負優良適正事業者認定マーク（以下、「認定マーク」という。）を使用することができるものとする。なお、認定マークの使用については別途定める。
 - ② 認定証の有効期間中に合併、分社化等が行われた場合については、認証委員会が判断する。そのため、認定事業者は、社名変更、合併、分社化等が行われた場合には、遅滞なく認定を受けた指定審査機関に届け出ること。指定審査機関は認証委員会に届け出て、認証委員会による当該認定事業者の認定の有効、無効の判断を得ること。
- (3) 認定事業者は以下の責務について十分に認識し、事業運営を行わねばならない。
 - ① 認定事業者は、G J 認定制度の実施に関し、指定審査機関あるいは運営受託団体事務局による必要な調査・確認の求めがあった場合には真摯に応じること。
 - ② 認定事業者は、認定基準に関わる事項について、認定時の状況に変更がある場合には、速やかに認定を受けた指定審査機関に申し出ること。

7. 再審査

- (1) 指定審査機関は、自ら認定した認定事業者の審査内容に疑義が生じたとき、疑義の原因となった事実の確認を実施する。
- (2) 指定審査機関は、疑義の原因となった事実を確認した場合、認証委員会の承認を得て当該認定事業者に対して再審査を実施する。
- (3) 再審査の規定については、「第5 申請、認定等の手続き」の「5. 審査」を準用する。

8. フィードバック

- (1) フィードバックの目的
審査結果で判明した改善が必要な課題を明確にし、受審事業者の請負事業の運営体制の強化、問題点の対策等を行い、更なる請負事業の適正化・雇用管理の改善ができることにつなげる。
- (2) 実施組織の分担
 - ① 協議会
フィードバックの枠組みを構築する。
 - ② 認証委員会
指定審査機関のフィードバック実施を管理・指導し、フィードバック内容を承認する。
 - ③ 指定審査機関
(ア) 審査員からの資料に基づいてフィードバック内容を精査し、合否判定とともに認証委員会に報告し承認を得る。

(イ)審査員は審査を行い、審査基準の審査項目ごとに改善すべき点を具体的に指摘する。フィードバックの資料となる事項等を指定審査機関に報告する。

(3)フィードバックの対象

合格および不合格のすべての受審事業者を対象とする。

(4)フィードバックの方法

指定審査機関が、審査の可否と合わせて、別途定める様式で受審事業者へ通知する。

9. 指定審査機関による申請者の審査・認定

(1) 認定委員会は、指定審査機関からの申請に基づき、審査・認定が適切になされたことについて認証または不認証を決定し、その旨を指定審査機関に通知する。

(2) 認定委員会は、あらかじめ、認証申請に必要な事項（申請の方法、期限、提出物等）を定め、指定審査機関に通知しなければならない。

(3) 認定委員会は、認証するために必要な範囲において、指定審査機関に対して、調査の実施、追加資料の提出または説明等を求めることができる。

(4) 認定委員会は、指定審査機関の申請について不認証とする場合は、その理由及び期限を付して、指定審査機関に対して改善することを指示し、指定審査機関は、指示に従い改善した上で、定められた期限内に改めて認証の申請を行うものとする。また、認証した後、過去の申請内容に不備があり、認証を取り消す場合も同様とする。

10. 認定の取消

(1) 指定審査機関、又は、指定審査機関であった者は、自らが認定した認定事業者が、次の事項のいずれかの事由に該当した場合、認定を取り消すこととする。なお、認定事業者を認定した指定審査機関が、解散等により存在しない場合には、認証委員会が認める者が認定の取消を行うことができることとする。

① 認定申請や審査に際し、提示した書類や説明に虚偽があった場合

② 申請者と利害関係を有する者が当該申請者の審査を実施していたことが明らかとなった場合

③ 労働関係法令に係る重大な法令違反等、取消が妥当と判断される事由が生じたことが明らかとなった場合

④ 第5 7. 再審査の結果、取消が相当と判断された場合

⑤ 指定審査機関が合理的な根拠に基づき再審査への協力を要請しているにもかかわらず、当該要請に対して合理的な理由なく応じない場合

⑥ 認定事業者が、自ら認定を返上したい旨申し出た場合

(2) 認証委員会による認定取消の認証

① (1) 項により、指定審査機関が認定取消を実施する場合は、⑥項以外の理由による場合は、事前に認定事業者に弁明の機会を与えなければならない。

② 前①項を実施した上で、指定審査機関が認定を取り消す場合は、認証委員会による認証を受けなければならない。

③ 認証委員会による認証手続きについては、第5 9. 指定審査機関による申請者の審査・認定に対する認証と同じとする。

(3) 認定事業者に対する取消通知等

① 指定審査機関は、認定事業者の認定を取り消す場合は、あらかじめ当該事業者に対して、認定を取り消す日（認定マークの使用中止、ホームページからの削除等を行う日。以下「取消日」という。）について、当該取り消す理由を付して通知（以下「取消通知」という。）する。この際、指定審査機関は、期限を設けて、当該取消に対する当該事業者からの意見等を受け付けることを教示

- し、弁明等があった場合には、適切に対応しなければならない。
- ② 指定審査機関は、取消通知を行った場合は、速やかに、認証委員会に取り消した理由を付して、報告しなければならない。また、G J 認定制度に係るホームページから、取り消した事業者の名称等を削除しなければならない。
 - ③ 取消通知を受けた認定事業者は、当該取消日までに、認定マークの使用の中止、認定事業者としての広報等を中止しなければならない。なお、当該通知を受けた認定事業者は、当該取消について、意見等がある場合には、指定審査機関の定める期限までに、行わなければならない。
 - ④ 指定審査機関は、認定を取り消された事業者が、取消日以降も認定マークの使用を継続する等、あたかも認定事業者であるかのような様相を示している場合には、当該事業者に対して、直ちに是正・中止をよう求めることとする。なお、この求めに応じず、前述のような様相を維持している場合は、指定審査機関がその事実を公表することとする。

第6 附則

本運営要領は、必要に応じ、協議会の承認の下、見直しを行う。

(以上)